

# 第14期町田市立図書館協議会

## 第15回定例会議事録

日時：2013年1月29日（火）

午前9時30分～正午

場所：町田市立中央図書館 6階ホール

# 第14期町田市立図書館協議会 第15回定例会議事録

日時：2013年1月29日（火） 午前9時30分～正午

場所：町田市立中央図書館 6階ホール

## 出席者

（委員） 松尾昇治（委員長）、市川美奈（副委員長）、沢里冬子、富田直人  
石井清文、水越規容子、山口洋、玉目哲廉、竹内美季（計9名）

（館長） 尾留川朗

（図書館） 吉岡一憲、海老澤幸子（図書館評価担当）

（事務局） 近藤裕一（副館長）、田村俊二（庶務係）、柳原裕子（庶務係）

欠席者 久保礼子（計1名）

傍聴者 なし

## 配布資料

- ・第14期第13回議事録（確定版） .....資料1
- ・2013年度町田市教育委員会教育目標、基本方針及び施策方針について .....資料2
- ・「2013年 はたちに贈るこの一冊」の配布について（図書館） .....資料3
- ・映画『カラスの親指 - by rule of CROW'S thumb』公開記念 道尾秀介展  
「小説の可能性 - potential of novels - 」の結果報告について .....資料4
- ・「図書館事業計画」（案）について .....資料5
- ・「第2階まちだとしょかん子どもまつり」の実施について
- ・「スケジュール表」 .....資料6
- ・図書館職員の研修について（2012年1月～12月） .....資料7
- ・「町田市市民活動や学習に関するアンケート調査」について .....資料8
- ・第1期第4回生涯学習審議会（報告） .....資料9
- ・外部評価を受けての図書館の見解（意見交換の必要な箇所） .....資料10
- ・図書館協議会議事録の作成について（案） .....資料11
- ・「風」（141）
- ・「知恵の樹」（172）

## 議事録

松尾委員長 おはようございます。第14期第15回の町田市立図書館協議会を開催したいと思えます。

2013年も1月が終わりですけれども、ことしもよろしく願いいたします。

きょうも議事がたくさんあり、資料もたくさんあるので、合理的に議事を進めていきたいと思えますが、最初に、事務局のほうで佐久間係長さんがお休みなんです、柳原さんが事務局できょうかわりにご出席なので、ちょっとご紹介をしていただけますでしょうか。

近藤副館長 佐久間は体調を崩しまして、2月までお休みということになっています。ということで、図書館協議会は田村と柳原で事務局のお仕事をさせていただきますので、よろしく願います。

事務局 柳原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

松尾委員長 それでは、式次第に従いましてご議論いただきたいと思えますが、きょう館長は本庁での会議がありまして、終わりましたらこちらに向かうと聞いておりますので、議事の進め方につきましては順番を入れかえながらやっていきたいと思えます。

資料ですけれども、きょうはたくさん用意されていますが、配付資料の一覧がありますから、資料1から資料11まで、さらに「風」のNo.141と「知恵の樹」のNo.172、きょう配られました「いまむかし」のNo.97がお手元にあると思えます。資料は議事に従いまして順次確認をしていきたいと思えます。

その次のページが次第です。次第は大きく議事録確認、館長報告、委員長報告、協議事項と分かれておりますけれども、最初に議事録確認について皆さんにお諮りしたいと思います。

前回、議事録の取り扱いについてご論議いただいて、事務局で資料11を整理させていただきましたので、そちらをごらんいただけますでしょうか。資料11は「図書館協議会議事録の作成について(案)」となっております。おわかりになりますでしょうか。「図書館協議会議事録の作成について(案)」で1月29日付の事務局案ということになっていますが、まず、これをご確認いただいきたいと思えます。

まず最初に、「議事録と作成スケジュールについて」ということで読ませていただきますと、「議事録と作成スケジュールについて、2012年10月30日開催の図書館協議会におい

て事務局案をお示ししました。その後、委員の皆様からのご意見を踏まえ、議事録の修正等は、次のように行いますのでご理解ご協力をお願いいたします」ということです。

議事録の作成要領、7点にわたっていますが、「議事録は、全文筆記し、発言者を併記したものとします」。2番目「外部委託により録音媒体の反訳を行い、それを基に事務局が（仮）議事録を作成します」。3番目、仮の議事録の確認のために、各委員宛てに電子メールを送ります。4番目、仮の議事録の訂正については、反訳時における表記の誤り、誤字だとか脱字、あるいは反訳が不能なもの、これは聞き取れなかった場合に限るということです。5番目は、訂正のあった場合は、事務局は訂正議事録を作成して、各委員宛てに電子メールで送ります。そして、直近の図書館協議会開催時に資料配付する。6番目、議事録の確定は、図書館協議会へ資料送付したときとしますということです。議事録確定後、市役所市政情報課へ提出するということになります。

次に、議事録の訂正については1点、確定後の議事録への訂正等は、図書館協議会にて委員長に発言を求め訂正するものとしたままとなっています。

それから、次のページへ行っていただいて、議事録の作成スケジュールです。委託による反訳作業におよそ3週間、その後、見直しを含めて議事録作成に約1週間、仮の議事録作成まで計4週間の時間がかかります。2番目は、仮の議事録確認のため、各委員宛てに電子メールで送付する。協議会終了後、およそ4から5週間後を見込んでいる。3番目は、確認期間を1週間程度といたします。4、直近の図書館協議会で訂正されました議事録を配付して確認を行いますということになります。

最後のところ、議事整理方法と書いてありますが、これは私たちが議論をしているときに、議論の進め方をどうするかということなのですが、「委員長は、議事を整理するために必要な措置（休憩等）をとることができるものとする」と書いてありますけれども、議論が白熱した場合、あるいは調整ができないような場合は一時休憩、議会などではそのようなことを行っているのですが、休憩をとって、その部分は議事録に載せないでフリートークングをやって、一応の方向性が出たところで会議を再開するというような方法が考えられます。

また、議事録に採録してほしくないような発言のときは、この前ありましたとおり、この部分は議事録に載せないでくださいとかいうご発言のもとに話していただければ、その部分は削除されるということでもいいと思います。いわゆるオフレコというものです。

以上が事務局のほうでまとめていただきました議事録作成案ですが、いかがでし

ようか。前回のご議論に合っているとは思いますが。

玉目委員 議事録の作成要領のところでは6番目がありますね。6番目の「議事録の確定は、図書館協議会へ資料配布したときとします」というふうになっていますけれども、これは現実には図書館協議会で（仮）議事録を承認したときが確定のときではないかと思うのです。ですから、例えば議事録の訂正とありますけれども、確定後の議事録への訂正というのは現実にはあり得ないわけで、確定する前に議事録の訂正を申し出て、協議会の中で承認を得て、承認後のものを確定していくという形をとっていけば、ここの確定後の議事録への訂正というものはあり得ない、なくなるわけで、そのほうが順序としていいかなと思うのです。だから、事務局が提出したときではなくて、図書館協議会で承認されたときが確定したときだと思うのです。ですから、提出されたときではなくて、図書館協議会で承認したものを確定議事録として扱うということのほうがいいかなと思うのです。だから、そのときに訂正があれば、訂正をやってしまって、やってしまったものを確定議事録としてみなす。

松尾委員長 よろしいですか。

近藤副館長 今の玉目委員からいただいたご意見ですけれども、6番のところは確かにちょっと言葉がたりなくて、「資料配布したときとします」と書いてあるのですけれども、こちらの意図としては、例えばここで配付して、きょうの式次第にありますけれども、最初に議事録確認ということ踏まえて、承認が得られたらというふうにちょっと言葉が足りなかったことを訂正したいと思います。意図としては、配付したというだけではなくて、そこで議事録の確認を得られたということ表現したかったのですが、言葉が足りませんでした。

松尾委員長 どういうふうに整理すればいいですか。「議事録の確定は、図書館協議会で了承されたとき」ということになりますね。訂正については、そのときにご発言をいただいて、訂正の了解をするというようにすればいいですかね。まず、仮の議事録から各委員さんが訂正したものが訂正議事録として、この図書館協議会の場に出される。そのときに、再度訂正が必要な場合はご発言をいただいて、その訂正を協議会として了承し、その後、議事録を確定するという流れになってくるとは思いますけれども、それでよろしいですか。ですから、5と6の間に議事録の訂正の部分を入れるというような流れにすればいいのではないかと思います。ということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、今後、この議事録作成の流れに従って議事

録の作成、確定をしていきたいと思えます。

市川委員 先ほど玉目委員からご質問があった議事録の訂正のところはというご発言の件は、議事録の訂正は確定後はないということによろしいのですか。ここではこういうふうに入っていますけれども。

尾留川館長 補足させていただきます。

この資料の4番に書いてある訂正ということと議事録の訂正、一番下のところに書いてある訂正というのは全く意味が違いまして、4番は議事録の調製、つくることに伴う、ここに書いてあるとおり、表記の誤りですとか、反訳不能なものを補うという意味でここに書いてあるのが訂正、今、市川委員がおっしゃられた、まずは確定した議事録に対して、ですから、調製した議事録に対して、ご自分が発言されている内容どおりに会議録は作成されているのだけれども、意図と異なるというような場合が出てきます。そういう場合については、前後のやりとりが変わってくる可能性が出てきますので、そういった部分については一番下の行「確定後の議事録への訂正」ということになってくるという理解にしております。

一般的に議会等の会議録については、後段の手續というのはありません。しゃべればしゃべったとおりに会議録になって、それがご自分の発言の意図と全く違っていたとしても、それは訂正はできないということになります。もし訂正をするということであれば、議会の場合は会議録が調製される前に会議の席上でみずからその訂正を求めて、議長の判断、了承を得たときのみ適用されるということになってきます。

その部分のタイミングが、この図書館協議会を開催するタイミングのところでは仮に出てきたとすると、それについては訂正というのはできると思うんですが、議会のように連日会議を開いている中で前日の発言の訂正という形はとれないということを考えて一番下の行を加えた。ですから、仮に会議録が確定したとしても、ここの中で最終的に委員長が認めたということであれば、会議録の訂正という記録をしっかりとった上で会議録そのものを訂正していくという手續にしていこうという考え方です。

市川委員 訂正を行うことが可能ということですか。

尾留川館長 通常、確定した後の訂正というのはないのですが、ただ、月に1回程度の開催ということになると、やはりどうしてもその後の補正ということについては一定程度見ないといけないだろうという考え方で、会議録が作成できた後であったとしても、また、それを訂正するという会議録をつくった上で原本を訂正するという手續を確保しよう

ということです。

市川委員 はい、わかりました。

松尾委員長 よろしいですか。

市川委員 はい。

松尾委員長 ですから、確定後の議事録に自分の発言の意に合わないところが見つかった場合については、次の会議のときに発言を求めて訂正するということになりますか。原則的には確定した後は訂正しないということになります。例外的な措置かなと思います。よろしいでしょうか。

それでは次に、議事録の確認は第13回会議録が資料1としてありますので、第14期町田市立図書館協議会第13回定例会議事録について、これは既に委員の皆さんのお目通しと訂正の依頼を受けてまとめられたものですので、訂正議事録ということになると思います。きょうこの場ですべて読んでご確認というわけにもいかないの、ご発言のところを見ていただいて、よろしければご確認をお願いしたいと思っています。よろしいですか。

それでは、議事録については確認されたということにいたします。

次に、次第の次は館長報告となっておりますが、館長がご出席になられていますので、館長報告をお願いいたします。

尾留川館長 では、館長報告をさせていただきます。

内容としては、1点目が1月18日に開催された教育委員会、2点目はその他ということで4点ほどございます。

まず1点目、1月18日の教育委員会でございますけれども、議案審議事項ということで2013年度町田市教育委員会教育目標、基本方針及び施策方針についてということです。

お手元に資料2としてお配りしていますが、今回につきましては曖昧な表現等について、もしくは言い回し等について訂正を行ったということです。1枚めくっていただいて、ページ1、2、3とありますが、こちらが改定前、改定後の比較表になります。

一番最後、基本方針の4になりますが、2ページ、3ページにわたる部分で、生涯学習に係る基本方針4の部分になります。こちらのアンダーラインを引いているところ、例えば1点目、施策方針(1)、改定前が「イベント」という表現だったところが改定後「展示会、発表会」と表現を変えた。施策方針(4)につきましては、てにをはの問題です。「支援し、市民の学習の場が」という表現のところを「支援します。」で一旦区切った上で、「また、市民が学習の場を十分確保できるよう」ということで、表現について訂

正を行っています。

それから、施策方針(5)ですけれども、「市民が文化財を活用できる機会」という表現を「市民が文化財に親しめる機会を提供します」ということの表現に、意図を少し変更しているというようなところの改正を行いました。こちらが基本方針、施策方針についてということです。

続きまして報告事項になりますが、「はたちに贈るこの一冊」の配布ということで、こちらにつきましては資料3になります。例年行われている「二十祭まちだ」の応援事業として、新成人向けに「はたちに贈るこの一冊」という冊子を作成して、新成人にお配りしている。これまで、それ以前は図書館職員が本を紹介していたところだったのですが、一昨年から、こちらにあるとおり、各界の方にご自分の成人の方に贈るこの一冊というのを推薦していただいて、こちらを編集した上で冊子にしているということです。

構成につきましては、ご説明の資料と巻末に各界の著名人の方の略歴を掲載しているということで、今回、庁内印刷で2400部を作成して、2000部を成人式会場で配布ということだったのですが、当日雪が降ってかなりおいでになる方が少なかった。かなりといっても、それでも1600部は配布できて、反対に雪が降っていたがために、例年ですと会場に入らずに会場の外にいる成人が多かったのですが、今回は外にいられない状況でしたので、皆さん中に入ったということで、こういった配布物については受け取ってもらえたということで、配布数は1600部ですが、結果的に大きく変わらなかったのではないかと思います。残りについては、各図書館、文学館で配布するということと、あと、内容については図書館のホームページに掲載していくというふうに考えております。

それから、次は資料4です。文学館で行っていた映画『カラスの親指』の公開記念の道尾秀介展の結果ということです。こちらについては、以前も委員からご指摘があったとおり、文学館の運営協議会で審議していただいていますので、こちらではあくまでも教育委員会での報告事項ということです。一番下のところにあるとおり、実質会期55日間で入場者数が3168人ということで、来館者としては2年ぶりぐらいに最低の数ということになります。原因は、想定された部分もありますけれども、やはり読者層がかなり若い層だということで、若い層の方が文学館という存在や文学館で展示するということの概念は全く理解されていないということが今回改めて浮き彫りになったということで、実際には若い方が来てアンケートを出していただく中では、あっ、こういうおもしろい展示があるんだというふうに逆に驚かれているという事例がかなり多いというのは職員からも聞いておりま

すので、今後、実際にこういった小説の世界であったり、著者の世界を展示ということであらわしていくことについての普及という部分を考えていく必要があるかなというのが課題としてここで浮き彫りになったということ。

もう1つは、来ていただいた方は一般のメディアでチェックはしていない。ほとんどが著者のSNS、ツイッターないしはブログ、そのあたりをチェックして、では行ってみようかなというような感じで来られている方が若い方はかなり多いということで、町田市の場合は今SNSの利用を制限している状況にあります。ルールが決まっていないというのが実態ですけども、そういった部分で文学館ということだけではなくて、SNSの活用について喫緊の課題になりましたので、引き続き検討していくということになりました。というのが『カラスの親指』の結果ということで報告させていただいたものです。

続きましてその他になりますが、「図書館事業計画」(案)について、実は計画案の本体そのものにかがみがあるので、そのかがみに今後のスケジュール等が書いてあります。ここに添付されていないので、追加で配付させていただきます。こちらは飛ばさせてもらって、以降のところを先にご報告します。

まず、「第2回まちだとしょかん子どもまつり」の実施ということです。こちらは資料6になります。昨年から実行委員会形式で「まちだとしょかん子どもまつり」を実施するという進めてきているものです。今年度が第2回ということになります。日程につきましては、3月28日の木曜日から31日の日曜日までということで、会場は中央図書館と木曽山崎図書館です。

スケジュールにつきましては、資料6にあるとおりです。28日、29日、30日、31日とそれぞれ、中央についてはホールと4階のおはなしの部屋、それから木曽山崎図書館は木曽山崎図書館のホールというか、2階のおはなしの部屋のところで行うということで予定しています。29日の金曜日の午後については、定例の映画会がありますので、ここは子どもまつりということではなくて、通常に行われている映画会ということです。ただ、内容的にはお子さんが見ても楽しめるようなものということで考えているということになっております。

それから、次が資料7になります。これは以前ご指摘があった図書館職員に対する研修の内容というか、どういった研修を行っているかということを経年報告していくというようなお話になっていたと思います。毎回毎回の報告ですけども、今回は2012年1月から12月の1年間ということです。こちらにあるとおり、時系列で表現させていただきます

が、研修ということの中でも、やはり多摩の図書館大会等もありますので、こういった部分も一定程度研修ということの中で職員を派遣していくという考え方で進んできています。それから、東京都図書館研究交流会ですとか、地域資料担当者会等についても、職員ないしは嘱託員を派遣しているというような状況があります。

今のは1月から3月で、次のページ以降が4月から12月ということになります。内容については、ごらんになっていただければと思います。

それから、次が資料8になります。町田市民活動や学習に関するアンケート調査ということで、生涯学習部全体として特に生涯学習センターに絡んで、市民の活動や学習に関するアンケート調査を無作為に抽出した市内在住の20歳以上80歳未満の方3000人に行った結果の報告になります。内容としては速報版ということで、基礎的なデータが載っているところになります。クロス分析ですとか、そういった部分については現在行っている状況と聞いています。

1枚目のところですが、回収率が37.0%ということで、約3分の1強、1109人の方から回答をいただいたということです。主な結果として、ここに書いてあるとおりですが、まとめとして高齢者に限らず、あらゆる年代が生涯学習活動を行っているというようなこと、それから講座や講習はさまざまところで行われていて、新聞や専門書、パソコンによる学習も多く行われているということです。ただし、町田市主催の講座に限ると多数派ではない。これは中をごらんになっていただくとわかるのですが、生涯学習をどこまでとらえているかによって随分と解釈の仕方が変わってきます。一般的にカルチャー的なものも含めて生涯学習ととらえれば、こういった部分になって、かなりの方がそういった観点からさまざまな学習をされているということが浮き彫りになったということです。

それ以外の部分につきましては、この資料を読んでいただくということをお願いしたいと思います。現在、生涯学習部では、教育マスタープランの改定に絡んで、生涯学習計画を策定しています。そちらの基礎となるデータとして、このアンケート調査の結果を活用していくと聞いています。こちらはアンケート調査についてということで、資料8は2部に分かれているところです。

申しわけありません、資料を戻っていただいて、図書館事業計画（案）ということで、今お配りさせていただいた資料が概要としての説明になるのですが、2010年度から始まった話ですが、2010年度に図書館協議会に前館長から、図書館の運営理念と目標を、これまでのものを再度検討し直して新たなものにしたいということで、図書館運営

理念と目標について諮問させていただきました。翌年、2011年度の中ごろに、その答申を受けて、図書館としては、その答申を実現するための事業計画を検討してきたという経過でございます。本来であれば、年内に出したかったということがあるのですが、私が体調的な問題で作業に集中できなかったということがあって、1カ月程度おくれてこのところを出させていただくということになります。

ここにあるとおり、策定の目的は今お話ししたところ、もう1点は、上位計画である町田市教育プランと全庁的な町田市におけるまちだ未来づくりプラン及びそれに基づく新5ヶ年計画に記載の施策実現の道筋も明らかにしていくということで、模式図で見ますと、左側が図書館の運営理念と目標、これは答申をいただいたものです。それを事業計画の中で改めて町田市における運営理念と目標として定めるとともに、それを実現する施策と事業を明らかにしていくということ。もう一方で、右側の斜めの線になってきますが、最上位としてのまちだ未来づくりプラン及び5ヶ年計画、町田市教育プラン、それから町田市生涯学習プランや生涯学習推進計画といった部分の計画がありますので、このあたりの部分についても施策及び事業に反映していくということになってきます。

まちだ未来づくりプランにつきましては既に策定して丸1年を経過するということになります。教育プランについては、再来年度、2014年度の頭に改定ということになってきます。ですから、この教育プランの検討の中で何らかの変化があったものについては、この事業計画そのものを小規模の改定もしくは差しかえ等も行っていくということになってくると思います。同時に、町田市生涯学習プランや生涯学習推進計画が改定される、もしくは策定されるという状況になってきます。このあたりについては、松尾委員長が委員をなされている生涯学習審議会との関係もありますので、そういった討議を通じて出たものについて、図書館に関係するものについては検証を行った上で施策、事業に反映していくということです。

計画の構成ですけれども、計画の主な構成は、今ざっとお話ししたとおり、図書館運営理念と目標がまず1点目ということです。これについては、受けた答申のまま、そのまま一字一句変えずに理念と目標といたしました。次が運営理念・目標から導き出した施策目標及び施策、それから裏面になりまして、これについては施策の上位の意図として施策目標を明らかにして、個々の施策の内容と達成指標を示すということです。これは実際には運営理念と運営目標ですので、かなり表現としては概念的な部分になりますので、そのあたりを具体化するということで運営目標の下に施策目標を位置づけて、その下に具体的な

施策を明らかにしたというところでは、

もう1点、(3)になります。こちらが事業活動と施策との関係ということになります。活動のまとめりである事業とその達成目標である施策との関連をまず明らかにするという、それから(4)で事業計画ということで、事業を推進する観点から重点となる課題を明らかにして、その解決のための重点事業計画、また、その他の事業についても、業務ごとに活動指標を定めるということで計画としてのまとめりをつくる。こちらの模式図に書いてありますが、運営理念と目標をそのまま右のほうに詳細化して展開していくということで、事業が組み立てられるということではなくて、事業を実施する上での達成すべき目標といった部分が施策として明らかになってくる。

事業については、どちらかという活動のまとめりになってきますので、そのまとめりごとに大中、具体的には中事業の下に業務等があるのですけれども、大事業、中事業という体系を現在も持っておりますので、そのまとめりに対して、その事業が実現する施策は何であるのか、その達成水準はどういった水準になるのかということと関係づけるということで、事業計画の活動を明らかにしていくというような形で計画化したものです。

次に、(4)計画の期間と管理ということですが、本計画の期間につきましては、2013年度から2017年度の5カ年ということになります。まず、第2年度終了後に中間確認ということで、管理上、中間確認をすることによって事業の実施が施策に寄与しているかどうかについての一定の確認を行っていくということで、施策に寄与できない事業実施の状況だったとすれば、その段階で見直ししないと5カ年そのまま進んでしまうということになりますので、それが第2年度、ですから、2014年度が終了した段階で中間確認、見直しを行っていくということになります。

それから、第4年度終了後に総括を行って、それを公表していくということになります。実は5カ年の計画ですので、5年間終わった後に本来の総括というのは行われるものですが、その段階で計画の総括を行うということは、翌年度に向けた計画というのが策定できないという状況になりますので、基本的には第4年度が終了した後に、その実績をもって総括を行って、それを公表していくということになります。最終年度の達成水準ですとか事業の結果というのがありますけれども、この部分については、この段階ではあくまでも推測や予測の値として総括して、最終年度終了後に結果を補っていくという形をとりたいと考えています。

今後のスケジュールですけれども、2013年2月1日にこの計画案を定例教育委員会に報

告していくということ。2月下旬、今のところ予定としては21日から3月7日までの2週間、市の取り扱いですと、市民意見募集というのは大体2週間ということで進められているので、2週間で市民意見の募集をする。3月下旬に行政報告、これは議会の常任委員会への行政報告、最終的に3月末に策定して、4月から実施するということです。ただ、実際には市民意見の部分につきましては、もう少し浸透させないといけないということもあります。実際に策定した後でも、さまざまなご意見をいただけたらと思っていますので、そのあたりの部分については遅くとも中間の見直し段階で、その部分について反映できるかどうかの吟味をした上で、反映するものについては中間見直しの段階で反映していきたいと考えております。

具体的に今お手元にお配りしている冊子ですけれども、まだ見映えですとか、そのあたりのところについては改良の余地がかなりあります。冒頭で、1ページが前文ということで、今お話ししたような部分を書かせていただいているということ。それから、3ページ上段のところは先ほどお話ししたとおりですが、この計画で明らかにすることというのが6点あります。何度もお話ししているとおり、理念を達成する道筋を示すということ。それから、その方策を明らかにすること。方策を事業活動の達成目標として、活動自体の合目的性を明らかにしていくということ。それから、今度は活動としての事業を進める上での課題を明らかにして、その解決案を提示していくということ。事業活動に必要な予定資源を明示すること。最後に、図書館事業を進める上での重点課題を明示して、その解決策である重点施策や重点事業を提示するところをこの計画で明らかにしていきたいということです。

構成については先ほどお話ししたとおりです。

5ページから6ページについては、答申いただいた図書館運営理念と目標をそのまま入れております。ただ、ナンバーを振らないといけない関係で運営目標に番号を振っていません。-1という形で、これがその後のところでも展開することになりますので、そういった意味で番号を振らせてもらっているということです。

7ページからが今の理念、目標から導き出した施策の目標や施策ということで、表に書いてあるとおり、一番左が運営理念、その右が運営目標、その右2列が施策目標と施策ということになります。施策はかなり具体的で、ワンセンテンスで表現するというところで、誰もが読んでわかるような内容にしていくという形で整理しています。ただ、運営理念、運営目標、施策目標と展開しますが、最終的に施策については、ほかの施策目標から

も使われるような再掲表示ということがあります。そういった部分が複数の施策目標に貢献するという場合には、再掲ということで表示させていただいているということ。それから、施策自体を分類させていただいています。ここは表の関係で一番下のレベルしか書いてありませんが、施策をどう実現するかという観点から、1つがサービス、もう1つが資源というふうに大きく分けています。

サービスの中には、具体的な活動としての取り組み、それからシステム、コンピューターシステムという意味ではなくて、制度や仕組みとしての仕組みということ、それから職員対応のあり方の職員という3つにサービスは区分しているということ。それから、資源については図書館の本来の基礎資源である資料そのものです。それとサービスの拠点やサービスを提供する拠点である施設、それから施設はあくまでハードですので、その中でサービスを展開する空間といった部分に細分化して記述している。それぞれの施策については、例えば一番上にある「セルフサービスによる貸出返却、予約受取」というのは、そういった仕組みとして施策を提供していく必要があるでしょうということ。それから、ちょっと下、例えば施設であったとしても、開放感のある明るい施設であることが必要だという部分については、資源の中の施設としてくくっていくというような形で、7ページからずっと来て11ページまでがその体系になっています。

その体系について1つ1つ書いていっているのが12ページ以降になります。こちらが図書館の施策ということで、コピーの印刷になっていますので、このあたりについては見やすいように改善していく必要があると思いますが、表記例が左にあります。運営理念があって、運営目標があって、施策目標があって、その下に施策があるということで、枠で囲っている中に施策の名称、施策の内容、それからその施策が達成できたと考えられる達成状態をあらわす指標とその状態ということ。それと、今お話しした施策の分類ということで表記している。

13ページからが具体的な表記になっています。一番上をごらんになっていただくと、  
- 1 -  
ですけれども、セルフサービスによる貸出返却、予約受取ということで、資料の貸出を対面による人的サービスに加えて、セルフサービスも実施しますということで、達成指標は実施ということになってきます。2点目、例えばプライバシーに配慮した職員対応ということです。これは危機管理プログラムの一環としても情報管理、プライバシー保護を教育しますということです。プライバシーに関する苦情件数を常にゼロ件にしていくということが達成の指標である。そういった意味では、これが1つずつ実績として

毎年度確認をしていくということ、もしくは施策ですので実施年度が明確になっていないものについては、実際には実施された段階で、どういう状況での実施ということで明らかにしていくというような形をとりたいと考えております。そういったものが、先ほどの体系と同じようにずっと来まして41ページまであります。

次に、42ページからになりますが、こちらが事業活動と施策との関係ということで、こちらについては冒頭でちょっとお話ししたとおり、関係をここで明らかにしているということです。実は模式図とは逆になってしまっていて、模式図は絵の右側に大事業があって、その左に中事業があって、施策があって、施策目標があるような形になっているのですが、それで表現するとわかりにくいということがあって、これは左右逆転して表現しています。

大事業、中事業という体系の中で、例えば大事業で資料閲覧貸出という事業がある。その下に利用者情報管理という中事業があります。実はその中事業の下に業務等が張りついて、実際の業務が行われているということですが、この利用者情報管理を活動として行うための上位の目標として、意図として先ほどお話しした施策が出てくるということです。ここを行う上では、まず1点目がプライバシーに配慮した職員対応が必要になります。ですから、これは職員に対する教育やその施策の実現ということになります。

それから、相談しやすい雰囲気づくりについても、職員自身がカウンターだけではなく、館内で気軽に利用者が相談できるような雰囲気をどうやってつくっていくのかということもこの中でも明らかにしていくということです。明るく、優しい対応というのは、一般的にサービスととらえたときに、対人のサービスになりますので、そのあたりの対応ということについても明確にしていくということです。

例えば次が書誌情報の管理、ここについては、書誌情報をどう管理するかという施策というよりは、しっかりとした専門性のある専門職や専任職を置いていくということが図書館の運営理念から導き出してきた施策としてある。具体的に活動ですから、活動そのものの目標というのは事業の中で定めていきますので、当然運営理念、目標から展開していったものについては、こういった施策が出てくるということになってきます。

大きく大事業として資料閲覧貸出、次のページの の利用援助、一番下の利用普及、それから44ページの地域支援、それから44ページから45ページにかけて図書館企画、最後に45ページから46ページにかけて図書館運営ということです。こちらが施策をどの事業で実現するのかという関係を明らかにしたものです。

47ページからが事業計画ということで、冒頭でもお話ししたとおり、ここは重点課題、重点事業とその他の一般的な事業ということに分けています。事業計画の中で重点となる課題をまず理念から導き出したということではなくて、事業を進めていく上で内部環境との関係、図書館自身が抱えている課題ということの重点の部分进行明らかにすることです。

まず1点目が事業拡大によるスケールメリットを活かすということで、長い間、図書館の新館等が開設されてこなかったわけです。ただ、一方で、このところで鶴川駅前や2015年度には(仮称)忠生図書館を開館させる。現状のまま開館していくということは、結果的に単なる拡大ということになって、管理や運営、コストの効率性ということについては、そのまま拡大させるということは一般的にはあり得ないということがあります。そういったもの、それから予約本の受け取りサービスも、今後拡充を視野に入れていますので、このあたりについても同じように考えていく必要があるだろうということです。

ここに書いてあるのは例えば事例としてですけれども、金融機関における現金の自動受払機の導入など、早い段階から自動化、セルフサービス化が進んでいる。当然、窓口等についても設置はしていますけれども、実質的にはセルフサービス化ということについては進めていく必要があるだろうというようなところを考えているということです。

今、加えてということで段落の4つ目ですが、鶴川駅前図書館については、ポプリホール鶴川という複合施設です。こちらの開館日、開館時間と図書館の開館日、開館時間が一致していない。施設自体は月に1回、第3月曜日が休館ということになっています。開館時間については夜の10時まで開館している。図書館は、毎週月曜日と月1回、第2木曜日が休館で、開館時間については火、水、金について夜の8時までというような開館時間になっている。これをそのまま合わせていくということは、結果的にはコストアップだったり、当然のことながら職員を配置していくということがなければ、それなりの資源を投入しないで合わせるということはもちろんできません。

そういった意味で検討する中で、全館、建物の中で図書館全てを開館するというのではなかったとしても、夜に勤めを終えられて帰宅される間に予約本を受け取りに来られる方に本をお渡しするというようなところは、例えば8時から10時の間であったとしてもできるようにできないのか、もしくは土曜、日曜の中で5時から10時までの間の時間の中でもできないのかというようなこと。ですから、全てについてオープンするということでは

なかったとしても、サービスを充実させることはできないのかということがやはり課題にはなっているところです。そういった意味で、業務の自動化、セルフサービス化を取り入れながら、サービスを拡大していく方法を考えていく必要があるだろうということです。

2点目はサービスの地域偏在を解消するというところで、2015年、忠生がオープンすることで図書館数は計8館ということになってきます。単純に施設で割れば約5万人少しということになりますが、実際には図書館の機能がかなり違いますので、単純には言えないところはあります。

ただ、一方で地域の配置を見ますと、つくし野駅、南町田駅周辺と成瀬周辺、小野路、野津田周辺や小山周辺がまだサービスの空白地域となっているということで、当面これを補完する観点から、駅前連絡所や市民センター等で予約資料の受け渡しサービスを開始した。その結果、利用実績が想定を大きく上回って、利用ニーズの高さが明らかになった。特に南町田駅前連絡所については、3カ所の利用のうちの8割ぐらいの実績が上がっているところです。かなり予約資料の受け渡しのニーズが高いということになっていきます。やはり駅に近い、駅前だということがある意味で大きな要因の1つになってくるだろうというところがあります。そういった意味で、単に図書館の建設や施設の配置ということを待つだけではなくて、こういった資料の受け渡し拠点を整備していくということも空白地域へのサービスになってくるのではないかとということがあります。

3点目は資料のデジタルアーカイブ化を推進するというところで、現実的には東日本大震災、3・11のときに図書館、それから博物館、公文書館において津波によってかなりの資料が失われた。デジタルアーカイブ化したところは、原本は失われている部分もありますけれども、一定程度その存在や営業というのは残してある状況です。そういった意味で、今、図書館として必要な地域資料というのがありますので、そういった部分の保存を計画的に行っていく必要があるだろうということが1点。もう1点が、その資料が果たして地域にしっかりと貢献できているのかどうか、活用できる状況でこちらが保管や活用しているのかどうかということがあります。

そういった意味で、特に活用しやすい状況をつくるということの中で、資料のデジタルアーカイブ化をして、特に地域活動やさまざまな研究をされている方に提供できる状況を確保していかなければいけないというところがあります。ただ、ここには書いていないのですが、進めるに当たっては著作権法の問題もありますので、単純にデジタル化して公開すればいいということではないということもありますが、このあたりについても課題とし

であるということ。

4点目として、地域支援に取り組む。図書館は、これまで市民活動を支援するという目的でレファレンスサービスを行ってきました。ただ、こちらがまず1点目は受け身で、かつ2点目として主に個人を対象としたものだったということです。今、地域はさまざまな課題が散在していて、その課題を解決すべく活動する団体というのかなりふえてきているという状況にあります。それらの団体が有効に活動できるために、もともとその地域が持っている地域特性ですとか、そういった情報の提供や場合によっては他の地方の取り組み等の情報、これら活動を後方から支援することも図書館の主要な役割になるだろうということです。ただ、現在、その取り組みは町田市においては全く行っていないということがあります。その意味で地域活動を活性化するためにも、施設を飛び出してこの取り組みを強化する必要があるだろうという課題の認識です。

そういった課題を認識した上で重点事業を大きく下の3点、業務の効率化やサービスの向上に資する事業、地域館整備や予約資料の受け渡し拠点を整備する事業、地域資料のデジタル化であったり、地域を支援していく事業ということで大きく3つに分けて、次は49ページ以降になってきます。重点事業として業務の効率化、サービス向上の事業として、重点課題は先ほどお話ししたような話で、事業の概要として2015年度の忠生図書館開館に向けて業務の自動化、セルフサービス化を進めることで、新規開館による人件費等の経常経費の増加を抑制するとともに、既存業務の効率化を進めるということです。

実施案がICタグの導入を行っていくということ、それから鶴川駅前図書館など複合施設において、特にニーズの高い予約資料の受け渡しサービス、他の施設サービスと同等の開館日、開館時間を実現していこう。これは先ほどお話ししたとおりです。図書館サービスの空白地域において、予約資料の受け取りや資料の返却サービス拠点を拡大していこう。これは当面、下に書いてありますように、成瀬センターの建てかえも進んでいますので、そのあたりについては文庫の問題等も絡めて、図書の本返却、資料の本返却や予約資料の受け渡し等のサービスを考えていこうというところがあります。

それから、こういったサービスに対応するために、今の図書館システムを更改していかなければいけない。これは全く違う意味で、WindowsのOS、WindowsXPがもう既に販売も終了して、そのメンテナンスについてももう責任を持たない状態になってくる。今のシステムはWindowsXPでないと運用できない。現実的には既に販売されていませんので、今回の鶴川駅前図書館がぎりぎり滑り込みセーフということで、端末ですか、パソコ

ンを調達できた。次の忠生は全くそれができないということになりますので、忠生のオープンまでに図書館システムを更改していかなければいけないということがあります。そういった意味で、下からが実施事業名ですが、1点目がICタグの導入の計画ということで、事業の詳細やスケジュール。

それから、50ページになりますが、鶴川駅前図書館のサービス向上、鶴川駅前図書館は行っていただいて、見ていただいてご存じのとおり、書棚が山のようにあります。そこで活用できる書棚を、例えばカフェ側の何段か階段を上った上の部分、図書館に上がっていく途中ですとか、反対側の図書館に上がっていく途中も書架があります。ああいった部分を予約資料の受け取り棚として活用できるような方策を考えながら、あの書棚をあのままの状態にしないで活用しながらということを進めていきたい。

その中では結果的には、やはり設計者の考えと同じで、あの建物全体が図書館だという考えを少し持たないといけないという意味ではセキュリティーを、建物自体の出入り口を図書館のもう1つのセキュリティーにしていくという考え方も取り入れていかなければいけないだろう。構想の中で、そういったことも検討しながら進めていかざるを得ない。図書館の中のセキュリティーはもちろんやりますけれども、建物として予約資料の受け渡しということについても、同様の考え方をとるということで二重のセキュリティーを少し考えていかないと運営は難しいだろうということです。

同じように忠生の図書館についても、図書館が閉められていても外からというか、建物内に入って予約の資料の受け渡しができるというようなことも、もう既に実施設計の中でちょっと設計を変えてもらって検討していますので、そういった意味では忠生についても、建物がオープンしている間は受け渡しができるというようなことも進めていくというようなところですね。それが、まず鶴川駅前の図書館サービスの向上ということ、これからは図書館システムの更改が主体になっていく。

2点目が地域館の整備、予約資料の受け渡し拠点の整備ということで、中段から下のところが仮称忠生図書館整備、それから52ページが予約資料の受け渡し拠点、これが成瀬センターの建てかえに合わせた整備の部分です。

それから、53ページが地域資料デジタル化、地域支援事業ということで、こちらについては先ほど課題でもお話ししたとおり、まず1つは中段から下、資料のイメージデータを作成していこうということです。事業詳細で書きましたけれども、具体的には資料をスキャナで読み取ってデジタルデータを作成していくということです。ただ、資料をばらさず

に読み取るスキャナが今でき上がってきているということがありますので、そういった部分を検討しながら進めていくということ。あと、これは全く違う話ですが、作業自体が単純作業であるので、できれば障がい者の就労の受け皿となる可能性がありますから、10年程度かけていこうということで考えていくと、そういった意味での実施を模索していこうと考えています。いたずらに民間会社に出すということではなくて、やはり地域の中で協力し合ってデータをつくっていくという関係づくりも重要になると思いますので、そういった意味で今ページベースで完全に押さえられていませんが、10万ページ以上はあるという状況ですので、毎年1万点ぐらいを10カ年というような形で整備していきたいということです。

それから、次の54ページ、資料のデータベース化とインターネットの公開、このあたりは先ほどお話ししたとおり、著作権法の問題をどうクリアするかですとか、資料の区分をどういう形でやっていくのかということについて整理した上で、ただ、そうはいいながらも活用できる状況で、研究者であり、地域の活動団体が活用できる状態で公開していく必要があるだろうということで、図書館に来ていただいて見るということだけではなくて、どこでも見られる状況も考えていく必要があるのではないかとということです。この部分については、データベースのあり方をどうするかということで、金額については現在見積もり中ということです。

それから地域支援、ここは完全に人的な話になってきます。団体に司書の能力を生かして資料、情報面から支援していくということで、往々にして多いのは、熱意はあるけれども、地域の歴史的な情報ですとか地域の特性を自分たちでまだ吸収されていない団体というのがかなりあります。そういった部分については、広くそういった意味で層を年代的に掘り下げて、自分の地域に対する誇りを持ってもらいながら活動してもらおうという支援のあり方と、同じような活動をしている方たちがどういった活動をしているのかというような情報面での支援、収集して支援していくということもあると思いますので、そういった部分をこの中で、大々的にやるということではなくて、これもこつこつした取り組みになりますけれども、そういった方向で進めていったらどうかということです。

こちらまでが重点課題と重点事業ということで、この後が最後の事業計画ということで、こちらについては事業計画ですが、事業の内容を細々と書いたり、そういうことではなくて、具体的に事業活動そのものは複雑なものではないので、どういった事業はどういった業務によってなっていて、今後その活動をどう見ていくかということがポイントにな

ってくるということです。こちら表の形式になっていますけれども、事業計画、大事業があって、中事業があって、中事業の下に業務としての内訳がある。では、業務ごとにどういった活動指標があって、それが今後どういう状況になっていくのかというのをきちんと管理できる状況をつくっていこうというための枠をつくったということが正直なところでは、業務ごとにどういった活動指標があって、それが今後どういう状況になっていくのかというのをきちんと管理できる状況をつくっていこうというための枠をつくったということが正直なところでは、ただ、その中で図書館評価も含めてですけれども、目標的なものがこれまで設定しているものである場合には、その部分については全て目標値を記載していくというような状況になっています。

例えば55ページの事例ですけれども、大事業が資料閲覧貸出で、中事業が利用者情報管理ということで、ここには業務の内訳として業務の登録や変更、利用案内、利用停止、登録抹消等があります。対象は個人、団体に対してです。この部分についての業務、例えば利用者登録に対する業務の活動指標としては、新規登録者数がどれくらいあるのか、それから有効登録者数がどれくらいの方がいらっしゃるのか。それと市民の登録率はどうなっているのか。登録団体数がどういうふうに推移しているのかというところを活動指標として見ていこうということに注目しています。

次のページ以降については、そういった意味で書かれていますが、このところについても、2012年度が終わっていないので、今の段階で2012年度がまだ埋められないでいます。2012年度ができ上がって埋まった段階で2013年度以降の実績ということが計画期間内に入ってくるという状況になりますので、この部分についても計画の中にこれだけを入れておくのはどうなのかという議論もありますので、表の様式や、計画書そのものの構成については少し見直したいと思います。当然、2012年度ができれば、2012年度が見られる状態としての冊子は作成していきますし、2013年度、2014年度、2015年度、2016年度、2017年度と結果が見える状況をつくっていく。こういった部分を活動の指標として見ながら、それぞれの関係の方に議論していただければと思っていますし、こちら活動そのものを管理していくということでの指標にも使っていくということです。これが55ページから66ページまであります。

最後に、67ページになりますが、計画を進めるにあたってということで、冒頭でもお話ししたところがありますので、そのあたりについては割愛させていただきます。計画の管理ということで、施策と重点事業と事業を管理していくということです。そのあたりについては今お話ししたとおりです。ただ、計画に特有なことですけれども、計画をつくったからといって予算がフィックスされるわけではありませんので、そういった意味で予算が

もう既に与えられているということではないことから、重点事業や事業は、この計画の内容から変化することがありますということです。

計画の中間確認及び見直しは、先ほどちょっとお話ししたところです。それから、ここも同じで、特にハード面の整備などで事業がその年度に実施されないというような状況は幾つかこれまでも出てきております。そういった部分がありますので、すべての事業が施策に直接寄与できるという状況がつかれるということでもないという話です。

2の(2)計画の見直しです。未来づくりプラン、教育マスタープラン等、上位計画が改定もしくは策定されたときは、上位目標を実現するため施策、事業の見直しを行いますということです。これは計画期間中であつたとしても、極めてタイムリーに行っていく必要があるだろう。ただし、図書館の理念等を実現する道筋については、こちらが主たる筋ですので、確保していきますということです。

計画の総括については先ほど話したとおりです。

一応これで計画が明快になってきます。あとは資料編ということで、先ほどから施策の体系の再掲、再掲ということになっていきますので、施策をそれぞれの分類ごとに整理したのが71ページから77ページまでです。こちらは重複のない状態で整理しています。

それから、78、79ページになりますが、78ページは、実は事業は館によって実施しているもの、実施していないものがあります。それがどういう状況になっているのかというのをあらわしたのが78ページです。中事業単位で、例えば中央図書館はどういった事業を行っているのか、さるびあ図書館はどういった事業を行っているのかということで書いてあります。

それから、79ページは資料別の内訳です。資料の閲覧貸出事業ということですがけれども、資料の種類によって事業や業務が行われたり、行われなかったりしているものがありますので、基本的に図書については全て原則行っていますが、例えば閲覧の視聴覚ブース管理については、当然のことながらAVだけを限定して扱っているというようなことで、資料別に閲覧貸出事業がどういうふうに行われているかも表になっているということでもあります。

済みません、ちょっと長くなって申しわけないのですが、これが図書館事業計画ということで案として出させていただいたものです。

冒頭でもお話ししたとおり、市民意見を求めてということもありますし、31日ですか、子ども読書活動推進会議もありますので、そちらにも出させていただいています。それ

と、この計画案そのものは、それぞれの施設で見えていただけるようにするとともに、関係する団体の方で必要だという方についてはお配りしていきたいと考えています。

済みません、長くなりましたが、説明は以上です。

松尾委員長 どうもありがとうございます。館長報告、時間をとって説明していただいたのですが、資料の、あるいは報告の内容も短時間で理解されるものではないので、非常に理解するのに苦慮しておりますが、とりあえず館長報告の順番に、ご質問とかご意見があったら簡単に受けていきたいと思えます。

最初に、教育委員会が1月18日に開かれています、その教育委員会での議案審議事項として「町田市教育委員会教育目標、基本方針及び施策方針」についてという資料2が出されておりますけれども、これについてご質問とかご意見はございますでしょうか。本文は改めてお目通しいただきたいとは思いますが。

教育目標、基本方針、施策方針は、教育委員会で決定されたというように理解してよろしいのですか。

尾留川館長 教育委員会で、教育委員会に議題として出させていただいて、もう既に決定したと。

松尾委員長 これは決定と。今後10年ぐらいのスパンのものなのですか。

尾留川館長 基本方針、施策方針につきましては毎年度見直しをして、ですから、表現が多少変わる部分も、前年度も基本方針4の表現については、どうしても事業の実態が動いていきますので、終了してしまった上に関係が変わってきた部分については、常に新しい状態に変えていくというところで微調整は行っております。

松尾委員長 わかりました。

よろしいですか。

それでは次に、報告事項の「はたちに贈るこの一冊」の配布について、いかがでしょうか。よろしいですか。

市川委員 今まで、この形でこれは毎年配られているものということですね。

尾留川館長 実際にこの形というのは、ゆかりの著名人によるということになったのは一昨年からです。それまでは図書館の職員が新成人の方に読んでいただきたいという意味で本を推薦して、紹介して推薦していたという状況です。

市川委員 これは職員の方が推薦していた形が著名な方によるものになったということとで……。

尾留川館長 2011年度から変わりました。

市川委員 それは実際にその人選とかは図書館で行っていらっしゃるのですか。

尾留川館長 人選というか、お願いして了承をいただいているということになりますので、当然その前提としての人選は図書館で行っています。

市川委員 そうしますと、今これだけ見せていただくと、作家の方、文筆業の方とサッカーの関係の方というふうに見受けられたので、これはどういう基準といたしますか、そういったことがある中で、この方たちなのかなという、ただ単純に興味といたしますか、疑問なのですかけれども。

尾留川館長 作家の方、文筆関係の方については、特に文学館もありますし、文学館の運営協議会の委員をされている方も含めて、関係の深い方をお願いしているということが基本になっています。スポーツのほうについては、これは結果論になってしまうかもしれませんが、ゼルビアがJリーグ昇格に向けて活動しているということの中で、若い選手が毎年入れかわる状況にもなっています。そういった中で代表ですとか選手の方に書いていただくという職員の提案で進めたと。当然、サッカーだけではなくて、下のフットサル、ペスカドーラについても同じように書いていただいております。

これで2011年度、2012年度と2回になりましたので、実は2012年度、今回のところで経済界の方にも書いていただくかということで、商工会議所ですとか、もしくは経済同友会にお話をしようかと思ったのですが、ちょっと時間が、こちらからお願いするタイミングが遅かったということがあって、昨年と同じような形になってしまいました。今後は、そういった経済界の方にもお願いするとか、スポーツについてもほかのスポーツで活躍されている方にもお願いするというので、少し幅を広げていくようなことも考えたいと思っています。

市川委員 はい、わかりました。

松尾委員長 どうもありがとうございました。

それでは、映画『カラスの親指』についてはよろしいですか。

その他のところですが、 から まであります。 が非常に大きな内容を含んでおりますので、まず 及び についていかがでしょうか。 図書館職員の研修については図書館事業評価のかかわりで、図書館協議会にも情報をいただきたいという申し出に基づきまして館長から提出していただいたものでございます。

それでは、お目通しをいただきまして、 は私のほうで生涯学習審議会の報告がありま

すから、そのときにご意見を、あるいはご質問をいただきたいと思います。

の「図書館事業計画」(案)について、大変なご苦勞があったと思いますが、この冊子は79ページにわたって図書館事業計画がまとめられておりますが、これも短時間でとても理解できる内容ではないのですけれども、どのように取り扱ったらよろしいでしょうか。

尾留川館長 取り扱いですけれども、今回これをご報告で出させていただいたのは、協議会として統一した意見を求めていくというのは結構難しい状況になると考えますので、協議会からは理念と目標、答申をいただいて、それを実現したということになっていきますので、できれば各委員さんから個別にご意見をいただければと思います。それも協議会の席上はなかなか時間が限られていますので、協議会の席上に限らず、例えば市民意見募集の期間、最終日がありますから、そのあたりのところまでで、事務局にメール等も含めてご意見をいただければ、こちらはご意見として承って、全て検討していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

松尾委員長 わかりました。そういうことで、各委員さんでお目通しをいただいて、図書館、あるいは館長にご意見を寄せていただくという形にしたいと思いますので、お願いいたします。

「図書館事業計画」(案)等、現在進んでおります図書館の事業評価との関係性についてはどうなるのでしょうか。

尾留川館長 今、図書館の事業評価の評価の指標は、基本的には事業計画の中に取り込むような方向で整理はしているということです。ただ、ごらんになっておわかりになるとおり、施策としての目標である指標と事業の活動としての指標と2通りが今あります。ですから、今後、図書館評価を第2次として検討していく場合に、このあたりのところを勘案して改定していく必要があるかなと思っています。その部分で仮に疑義等が出てきた場合には、場合によって計画側の指標を見直していくということもあっていいかなと考えています。ただ、全く別々に行うといったある意味で手間というか、無駄だけは避けたいということがありますから、今の評価は、現状の評価は、この評価期間の中ではこのまま当然のことながら行っていきますが、次の評価の期間に向けて整合性をとった形をpushしていきたいと思っています。

松尾委員長 よろしいですか。

山口委員 確認ですが、こちらの附属の書類の策定スケジュールのところ、2月1日

に定例教育委員会に報告ということになっていますが、まだ現時点では、これは公開されていないという資料ということになりますか。

尾留川館長 公開されていません。

山口委員 その後、下旬から、具体的に2月21日から意見募集ということで出ておりますが、これは市民への閲覧または希望者への配布というのは、どんな感じでできるのでしょうか。というのは、かなり分厚いものですので、いわゆるパブリックコメントの募集でよく図書館に置いてあったりしますが、ああいう感じでこの冊子がどさっと置いてあって、いつでも必要な部数を持っていけるのか、それともそこで閲覧をしなければいけないのか、はたまたネット上でPDFでダウンロードして自由に見られるというような形なのか、市民への公表の仕方、その点、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

尾留川館長 公表の仕方ですが、無償ですべてを配布するというのは難しい。図書館に置いて、それを閲覧していただくことはもちろん行っていきます。加えて、インターネット上、ホームページ上でPDF等でダウンロードできる状況もつくっていく。あとは一般の市民と図書館にさまざまにかかわって活動されている団体の方たち、例えば文庫の方ですとか、さまざまな個人というよりは団体で活動されている方たちについては、できる限りお渡ししてご意見をいただくというところで進めたいと思っていますので、そのあたりについては、こちらのほうからご配布させていただくということも含めて、次の子ども読書活動推進会議ですとか、今回のこちらもそうなのですが、団体として必要だということがあれば、それはお申し出いただければ、こちらで用意していきたいと考えております。

山口委員 わかりました。ありがとうございます。

あと1点追加で、ホームページでPDFで公開されるというのは大変結構なので助かるのですが、前からある問題で、町田市の図書館のというか、町田市のホームページ全体が使いづらいので、そこに、あっ、こういう事業があるんだ、いつまでに意見を募集するかから資料はあるんだと、それをできるだけわかりやすく数カ所に出していただける配慮があれば助かるのですが、その点、いかがでしょうか。

尾留川館長 努力します。というか、現実的にはさまざまな計画の意見募集であったり、場合によっては縦覧ということは、別のところから一覧としては探し出せる状況にはなっていますが、確かに町田市のホームページは、そういった部分でいうとわかりにくいページ立てになっていますので、できる限りわかりやすいように努力はしたいと思えます。

山口委員 ホームページの件でもう1つつけ加えますと、やはり利用者はいきなり閲覧、OPACのページへ、そこにブックマークを張ってすぐに飛んでしまう利用者が多分多いと思うのです。ですから、メインのページから順番に追っていくと時間がかかるから、私もすぐOPAC画面に飛んでしまうのです。これはほかの図書館を使っている、国立国会図書館を使ったり、みんなそれをやってしまうのです。

ですから、これは大切だよという情報をそのこのところにうまく盛り込んでいただけると、多分ヘビーユーザーこそウェブOPACを使ってリクエストや何かをかけるわけだから、そういうところに、これは緊急の情報ですよとか、ぜひご意見をお寄せくださいなどというのは、そういうところでアピールされると多分周知できて反応もいいのではないかと思います。この前、市で別の情報を探したら、市のメインのページでも、そういうものが探しづらかったので、むしろ図書館は情報を発信する部署ですので、何かうまい方法をぜひこの機会にやっていただければと思います。

松尾委員長 よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

水越委員 これはここでお聞きしていいか、校長先生がお2人お帰りになってしまったので、どうしようかなと思ったのですけれども、1点だけ質問したいのは、館長にお聞きすることかどうかわからないのですが、実はこの間、去年の12月ぐらいから今までの2カ月ぐらいの間に、学校図書館の蔵書の調査というのが議会から3回入ったのです。最初は全ての蔵書のリストを出せということで、これはどの学校も大騒ぎになりまして、データではなくて、何で全部プリントアウトして出さなければいけないのか、クレームではないのですけれども、いろいろ文句が行ったらしくて、向こうから、これは議会からの要請なので、質問は一切受け付けないという念書がまた届いたくらいだったのです。

その次に、今度は町田市の平和についての地域資料の在庫状況を調査する、特定の書名が書いてありまして、それについてあるかどうかということを知りたいものが来て、つい最近、今度は小学校、中学校の学年別に四、五十冊ぐらいのリストがありまして、そのリストそのものは決して変なものではない 変なというのは変な言い方ですけども、それなりにバランスのとれた子どもたちが読みたがる本も含まれていれば、調べ学習に使えるような本も含まれていれば、それなりにバランスのとれたリストではあったのです。そのリストですべて何冊あるか記入して出せという、この3回の調査がございまして、1つ1つがそれは議会からの要請であるということで、それを拒むつもりはもちろんございません

し、あれなのですけれども、何の目的で来るのかがまず1つわからないということと、そんなにそれを公表することがはばかれることではないと思うのと、もう1つは、特定の書名について調査が来るということがちょっと危惧を覚えたのです。

それはなぜかという、去年、ある自治体である議員が、ある自分の市内の学校に伺ったときに、たまたまこの本を読もうみたいな本が10冊ぐらい展示してあって、その中の4冊が反戦についての本だよみたいなことを、本会議でそういう質問を出されたいのですね。それでいいのかみたいな、そういうことがちょっと話題になっているということもありまして、つまり図書館というのは、学校図書館といえども1万冊ぐらいの本があるわけですね。

その中の特定のものについてあるかどうかを聞いてくるということが、これはひょっとしたら、場合によっては恣意的な発言の根拠にされてしまうのであれば、大変問題になる、それこそ読書の自由ということが先ほどこの図書館のあれにも書かれていましたけれども、図書館の自由にかかわるようなことに発展しかねない問題である可能性もあるので、それについて何も定かではないので、どう言っているかわからないのですが、1つは、教育委員会がそのことについて全く問題意識を持たずに学校におろしてきてしまうということが1つ私はとても疑問に思うということと、そういうことがこれから頻発するようであれば、学校図書館の問題といえども、図書館協議会として何か意見具申というか、必要があるのかなと、ちょっとそういうことを感じましたので、これは一体何なのかということがもしおわかりになればお聞きしたい。

尾留川館長 まず1点は、議会からの資料要求ですので、一般的には情報公開もしくは公文書の公開請求と同じと考えていただければと思います。その際には、それが何の目的で使われるかということについては、こちらから反問できませんので、当然それは要求があれば、その要求に従って、よほど大きなコストがかからない限り出さなければいけないということですので、教育委員会であれ学校であれ、それは実施機関の中に入っていますので対応せざるを得ないだろうということ。当然のことながら、それが何に使われるかということについても、こちらとしては確認はとれないということになります。要求があれば、資料の請求があれば、それについてはこちらとしては誠意を持って対応するということです。

玉目委員 その他の中で、前回も触れられなかったのですけれども、町田の図書館が11月から12月にかけて利用者アンケートをしたと思うのです。その項目の紹介とか、当然あ

ってしかるべきだったのではないかと思うのですね。なぜここに、協議会にその資料が出てこないのか。だから、結果として項目の統計的なものが出てくるのではなくて、やはりその前に何を市民に問うたかとか、そういったようなことを協議会の中に知らせてくるべきではないかと思っているのですけれども、いかがですか。

松尾委員長 流れも含めてご説明いただきたいと思います。

近藤副館長 今のご質問ですけれども、実施をしましたということはお話ししたと思うのですけれども、今現在の状況としては、委託した会社からアンケートの結果がまとまった。まとまったというのは単純集計という意味でもまだ来ていないので、お示しはしませんでした。ただし、前回、玉目委員のおっしゃったとおり、何件回答をいただいたかとか、あるいはお聞きした内容を示すべきであったかとは思いますが、失念しておりました。申しわけありませんでした。

尾留川館長 今のご指摘はそのとおりで、アンケートを実施する上でも、アンケートの項目等については、審議の事項になるということではなくても、一定の報告は必要だと思いますので、このあたりはこちらのほうで漏らしてしまったというのはおわびしたいと思います。おくれませながら、アンケート項目については次回ということではなくて、この間でもお渡しできるような状況をつくりたいと思います。

松尾委員長 よろしいですか。

玉目委員 はい。

松尾委員長 では、次回の会議を待たずに準備できましたらメール等で送っていただけるという意味合いでよろしいですか。

尾留川館長 はい。

松尾委員長 時間があと15分と押してきていますが、館長報告についてはよろしいでしょうか。

それでは、次に委員長報告が予定されておりまして、私のほうは第1期の第4回生涯学習審議会の報告です。資料9がございますので、見ていただきたいと思います。時間もありませんので、簡略にいたします。

1月15日に第4回生涯学習審議会が開かれまして、報告、審議事項はここにあります4点です。1番目が教育プラン改訂の庁内検討委員会の経過が報告されました。庁内にあります検討委員会と生涯学習審議会は、お互いに別々の組織なのですが、意見交換をしながら教育プランをどのようにつくっていかうかということで準備作業を進めているところで

す。庁内検討委員会は、11月21日に開かれて、これはスケジュールの確認となっていますが、骨子案をことしの3月末日までにつくるということが確認されたということです。それから、12月18日については、3つの議題で議論が行われたということになるのですけれども、最初に「答審議会」となっていますけれども、これは間違いで「当審議会」というのは生涯学習審議会の意見を庁内検討委員会に紹介した。それとアンケート調査の結果について検討委員会に報告した。あと、生涯学習の現状と課題についての議論を行ったということです。

2番目が「町田市市民活動や学習に関するアンケート調査」の集計結果となっていますが、これは資料できょういただいておりますので、資料8です。これも短時間では見られないのですけれども、11月1日から11月27日までの到着分で集計をしたということです。3000人にアンケートを出しまして1109人、回収率が37%ということでありまして。今回出されましたアンケートの集計結果については、先ほど館長もおっしゃったとおり、速報版ということになっていますから、今年度3月末をめどに確定版が出されるということで今準備を進めていると聞いております。図書館にかかわる部分も質問項目の中にあるわけですが、それは速報版では問34と問35と問37の3つしかとりあえずは出されておられません。

問34は図書館を利用しましたか、「年に1回以上利用した」というのが38.1%、約4割ありました。問35は利用した理由は何ですか、「読みたい本があったから」というのが多いのですけれども、問37は利用しなかった理由は何ですか、必要な本は自分で購入するからというのが一番多いということで45.7%あったそうです。ただ、質問項目を選択肢があって選ぶというアンケート方法ですので、結果的にここが多くなったのかなと思います。詳しくは資料8をごらんになっていただきたいと思います。

それと、資料8の中にはフリーアンサー、自由記入の回答も、それぞれ回答をいただいた人たちの意見等が載っていますけれども、多様な意見が載っておりまして、私の印象で整理すると4つぐらいかなと。図書館はとても便利で役に立つところだという意見、それから各種サービス、この中には開館時間を延ばしてもらいたいという意見が散見されていますし、貸出冊数についてもふやしてほしい。インターネットの利用ができる場を設けてほしいとか、講座の開催要望などが出ておりました。それから、図書館の数についても少ないからもっとふやしてほしいという意見が、これも多かったように思います。あと、鶴川駅前図書館が開設されたわけですが、鶴川駅前図書館については開設していただ

いてありがたい、便利だというような意見が載っていますので、ごらんになっていただきたいと思います。

ということで速報版から確定版が3月末をめどに出てきますので、そちらをごらんになっていただければ、より詳しいことがわかるのではないかと思います。

3番目は、生涯学習の施策の方向性ということで、教育プランに盛り込む施策を議論しているのですが、今、論点整理をやっている段階なのですけれども、考え方としてはのところ、垂直的統合と水平的統合という言い方でまとめているわけですけれども、垂直というのは年齢、子どもから壮年まで生涯学習とかかわるとのこと、あと、水平的というのは地域的な面的なもので生涯学習をどうとらえるかというような視点で、生涯学習の施策についてまとめておりますということです。

このプランの施策については、先ほど言ったとおり、骨子案が3月末までということですから、次回が2月18日、次々回が3月18日と2回予定されておりまして、この段階で骨子案をまとめていこうという方向性になっております。また、2月18日に第5回が開かれましたらご報告をさせていただきたいと思います。

以上になります。

よろしいでしょうか。

きょうは報告が盛りだくさんでありまして、あと時間は残すところが10分を切っておりますけれども、どういたしましょうか。多少10分ぐらい食い込んで、図書館評価のところをやっていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

協議事項になりますが、図書館評価について資料10が出されております。「外部評価を受けての図書館の見解」、これは私がまとめたものです。論点は3つあったので、前回、資料10の1ページ目ですけれども、の基本を大切にしたい図書館で図書館資料の収集のところですが、ここは終わっています。ごらんいただきたいと思うのですけれども……。

外部評価を受けて図書館の見解について、3点、協議会と図書館ですり合わせをすることになっておりまして、1点目については前回にいたしました。他館との相互協力の意味合いはということなのですが、いわゆる図書館間協力でカバーできる部分、図書館間協力というと、公立図書館ですと都立図書館や多摩地域等の公共図書館、市町村立図書館、あるいは大学図書館もあるわけで、それとの連携をここでは述べているということでまとめたと思います。よろしいでしょうか。

山口委員 協力のところで、ほかの機関の情報資源をよく見きわめながら、それも自分

たちの図書館の情報資源の中に取り込んでいくという考え方は重要だと思うのです。ただ一方では、利用者が利用頻度の高いものはできるだけ身近に置いておかないとサービスのタイムラグが出てしまいますので、そこら辺のバランスというのは現場でご判断いただくことになるのかと思います。ですので、例えば町田市内に大学図書館がいっぱいあるからといって、専門性のあるものは全部そちらにお任せでいいということではなくて、やはり町田の図書館として利用頻度なども加味しながら、費用がだんだん削られていく中でもっと幅広く提供できるものは何なのかということをお考えいただく、そのポイントとしての相互協力ということで理解していただいたほうがいいかと思います。

松尾委員長 よろしいですか。山口委員にまとめていただきましたけれども、1番目についてはよろしいでしょうか。

きょうは2番目、3番目のところをやっていただきたいと思うのですが、2番目は「公共施設として果たすべき機能を有した図書館」のところですね。網かけになっている部分を議論していただきたいのですが、協議会の見解、についてご質問ということになるかと思います。設定目標の見直しについて、どの程度が適切か、あるいはその根拠は何なのかということを示していただきたいということです。がどのようなPR方法があるか、アイデアを教えてくださいということですね。が学校の教員向けの支援はどのようなものを考えているのでしょうかということ整理させていただきましたけれども、はいかがでしょうか。

庁内貸出冊数やレファレンス件数について設定目標の見直しが必要ですよと言われてますね。

山口委員 設定目標の件ですが、これは2011年度もたしかあったと思うのです。数値目標で評価をなさっているのですけれども、要するにその数値が妥当かというのは、例えばこのくらいの規模の自治体において、盛んに庁内レファレンスサービスが行われているとすれば、大体どのくらい行われているのかとか、行われていないということは全然数値が出ないということになりますけれども、他の自治体などの事例なども含めて、例えば目標を設定されているのか、それとも設定の根拠がはっきりしないと、実は評価の面でも、それは一応目標値をクリアしているとは言っても、では、トータルとして庁内レファレンスとして行政内部にどれだけ浸透しているのかというのはちょっとわかりにくい部分だと思うのです。なので、設定目標というのをどう考えるかということ少しお考えになられたほうが、むしろ目的に合うのかなということなのです。

ですから、例えば2010年度の庁内貸出が上のところで411冊で、庁内レファレンス連絡票が39件というぐあいに出ているわけですけれども、例えば町田市の職員が全部でどのくらいいるのかとか、またはその中で一体どのくらいの貸出件数なのか、一般の利用者の貸出というのは人口割り当てというのもありますけれども、これですと比較がしにくいと評価をしたときに私などは思ったところです。

松尾委員長 よろしいですか。 はどうですか。

玉目委員 に戻るのですけれども、例えば多摩各市のこういったような事業に対する実施状況の把握とか、数値的なものの把握とか、そういったようなことはできているのですか。

海老澤担当係長 網羅しているかどうかは今あれですけれども、ある程度こういう庁内のレファレンスをしている自治体に問い合わせをして、それを聞いたことはあるので、今数字は全然覚えていないので申しわけないですけれども、ある程度はわかります。

玉目委員 そうすると、例えばここが数値目標の設定、数値が評価の基準でその目標を設定するというのであれば、他市の実態の数値を把握しているわけですから、それを参考に数値目標を設定するか、もしくは例えばこの図書館評価が始まった2009年度を100としたときの数値を基準数値にしていくとか、もう1つは、前年度に対して伸びたのか、もしくは下がったのか、対前年比での伸びを数値目標にしていくとか、そういったようなことが十分あり得ると思うのですね。ですから、反問するのではなくて、自分たちで物差しをつくってほしいなと思いました。

海老澤担当係長 2009年度実績の3%増加みたいなのがもともとの単年度目標にはなっているのですが、庁内貸出の件数ですけれども、2009年度比で何%か、あと2010年度から5件ずつ庁内レファレンスが上がるようにとかという設定をもともとはここはしてあります。

玉目委員 図書館全体の利用状況とかを見ると、やはり何%上げるとかというのは結構難しい状況もあるわけですね。ですから、そこをクリアできなかったから、数値が非常に悪かったとかいう評価にはならないのではないかという気もするのです。だから、これはあくまでも相手方が借りに来るとか、質問に来るとか、やはりこれは のほうの問題にもかかわっていくのだらうと思うのですけれども、どういうふうにしていけばいいかみたいなことですね。そのPRの仕方について工夫がされていけば、結果として伸びるか、伸びないかみたいなところが出てくるのかなという気はしますけれども。

海老澤担当係長 もちろん、PR方法も担当では工夫をするのですけれども、もし協議

会でこんなことをしたらいいのではないのかというアイデアがあるのだったら、いただければ参考にしたいというのがあったので、こちらは書かせていただきました。

松尾委員長 日野市役所に行きますと、日野の1つのアイデアというか、ご紹介ですが、市政図書室があります。その関係だと思いますが、エレベーターに乗るとポスターが張ってあるのです。要するに、行政相談などについて市政図書室をご利用くださいというポスターが張ってあって、エレベーターの中で宣伝をしているというのが1つ実際に見た例であるのです。要はあらゆる機会を通して、あらゆる機会というのは具体的ではないのですけれども、市の行政の人たちにPRをしていくという運営方法ですね。図書館側とすれば、既にやっていますよというご判断なのだと思いますが、協議会とすると、さらに工夫を凝らしていただきたいということを文章にしたということなのです。

玉目委員 具体的なアイデアでもないですけれども、図書館には行政職との人事交流があるわけですから、図書館から出た人たちをもっと積極的に、その人たちに働きかけをしていって、その人たちが具体的に日常必要としている本で、それをその課では予算がなくて買えないとか、そういったようなものは当然あると思うのですね。そういったような本を図書館が用意しますとか、行政上必要な資料について図書館側が用意しますということをもっと図書館OBとかを通じて行政内部に働きかけていくということをしていけば、それともう1つ、聞きたいことがあったらいつでも、ただ、なかなか難しいとは思いますが、そういったようなこともOBだったら図書館の状況そのものをある程度知っているわけですから、それに対して働きかけをしていくのが、そこから周辺に広げていくというようなやり方もあるのかなという気はするのです。ただ、それは現場の人たちが考えてやっていくことなのだろうと思います。

松尾委員長 どうもありがとうございます。協議会としても、ぼんぼんアイデアは出てこないで、その程度でよろしくお願いしたいと思います。

の学校の教員向けの支援はどのようなものを考えているかということです。きょうは学校の先生はご用があってお帰りになっていますが、私の聞いている範囲内では、いわゆる行政職員が使える行政ネットがありますね。職員だけが使えるものは、先生は見られないのだそうですね。ですから、行政サービスのPRを行政ネットでやっても先生が見られないので、本当はリンクをして相互に見られるようにすればいいのでしょうかけれども、教員は教員向けのネットがあるので、その中にもこのような行政PRを載せてもらうような方法をとっていただきたいというように伺っております。行政ネットに図書館の行政サー

ピスについてのPRをするときには、教育委員会の学務課等とのご相談になると思うのですが、先生方が見られるネットにも同じようなPRをしていただくというような意味合いで私は伺っていたのです。

海老澤担当係長 おっしゃることはよくわかるのですが、いわゆる庁内貸出とか庁内レファレンスと同レベルのサービスを学校の先生方が利用するというイメージがつかめなくて、どういう場面でそういうものが逆に学校の先生が使いたいと思うのかがよくわからなかったのです。きょういらっしやらないということであれなのですけれども、普通に学校図書館とかの支援貸出、団体貸出みたいなものは学校別に行っているみたいですが、そうではなくて先生向けのサービスということだと思のです。そのイメージがちょっとつかめなかったので、もしそういうことがお伺いできたらなと思います。

山口委員 庁内レファレンスというのは、庁内の仕事をする職員の人たちに向けてという意識でカテゴリーとして分けられていると思うのですが、レファレンスの基本は一緒だと思うのです。学校の教員向けの支援というときに、私も経験がありますが、まず1つは授業を組み立てていく中での情報提供を受けたいと。町田の小中学校の先生方は都内で都教委の枠で動いていますから、外から異動された方は町田の情報を知らないから、それについて基礎的な情報が欲しいとか、そういうことはあり得ると思うのですが、それ以外にも先生方が結局朝8時から5時近くまで勤務されていると、図書館に行く時間なんてない、恐らくそういう人ばかりだと思うのです。

ですから、直接カウンターには行けないけれども、ネット、メールを利用して普通のレファレンスができるようになれば、恐らく先生方がそういうことを活用されて、図書館に行くとわかるのだという経験を自分で持てば、それは子どもたちにも伝えていくと思うのです。図書館を使っていない人が図書館を使えと言ったって子どもは使わないですから、だから、町田市ではまだメールではレファレンスをやっているらっしやらないですね。

海老澤担当係長 一般向けはないのですが、庁内は……。

山口委員 ありますか。

海老澤担当係長 はい。

山口委員 そうしたら、それと同じレベルで学校の教員向けにおやりになると、まだ最初はわからない点もあると思いますが、何かアクションが出てくるのではないかとは思いますが。結局、勤務時間内に図書館に行けない、その部分をいろんな方法でサポートできますよというアピールをされていくと、小学校だったら、そのまま子どもたち、3年生です

か、図書館利用の教育の時間もありませんから、そういうときに図書館の便利さを伝えてもらえるのかなと。学校の先生方にアピールするというのは、最終的には子どもに伝わっていくことを図書館としては期待できるのではないかと、私などは個人的にそう思っています。

松尾委員長 いかがですか。

玉目委員 それは、1つには学校全体の組織がどのようになっているかということの把握がまず大事だと思うのです。例えば学校の先生は先生同士では校長会を組織していたり、それぞれの部会を持っていて、小学校とか中学校とか、あるいは小中学校共通で図書館とかかわり合いの深い部会があるはずなのです。そういったようなところに図書館がアクセスしていく必要があると思うのです。もう1つは、学校の先生が町田市内の図書館を利用してもらうことが大事だろうと思うのです。利用してもらうことがなしに、いきなりレファレンスとかには行かないだろうと思うのです。

ですから、町田の図書館を先生に使ってもらうといったことを、登録をしてもらって図書館の本を借りてもらうといったような地道な働きかけが必要なのだと思うのです。そういう中で、その次の次の次の段階ぐらいで初めてレファレンスが出てきたり、資料要求が出てきたりするのではないかなと思いますので、ここは地道に学校の先生に対する働きかけがどういうふうにしたらできるかということ、学校の先生を担当している指導課なり何なりとかと相談してみるとか、そういったようなことも必要なのではないかなという気がします。

松尾委員長 玉目委員が上手にまとめていただいたと思うのですけれども、ぜひ先生たちとの接点を模索していただきたいということによろしいですか。

海老澤担当係長 うろ覚えなので申しわけないのですけれども、子ども読書の関係で多分夏ぐらいに町田市に新しく来た新任教諭に対しての研修があって、その1講座を図書館で半日使って、図書館の利用方法、あと学校の先生向けなので学校支援貸出の説明や館内見学みたいな時間帯はあるので、そういうところを地道にやってきて次につなげればというような解釈でもよろしいでしょうか。

松尾委員長 子どもの読書にかかわる先生たち以外の先生も含めてだと思えますね。

海老澤担当係長 一般の小中学校の新採なのか、異動してきた方も含まれているのか、私の情報だとあやふやなのですけれども、そういう方を対象に研修の時間帯を半日設けてあって、ここ3年ぐらいたしかやっていたと思います。

松尾委員長 そのこのところは具体的に図書館のレベルで詰めていただいていた方がいいとは思いますが。

時間が押しているのですけれども、もう1点だけ3番目、貸出・返却場所等の条件の中に視聴覚資料のことが書かれていまして、外部評価コメントでは「図書のみならず視聴覚資料を含めた貸出条件の検討が必要です」という記述があるのです。このことは具体的にどのようなことを想定しているのかという質問ですけれども、端的にいかがでしょうか。

玉目委員 この件は今年度初めにも要望したのですけれども、いわゆるA V資料の予約をほかの地域に住んでいる、中央図書館に来なくても予約をして受け取り館を指定することができるというようにしていけば、1つは解決していくのではないかと思います。ですから、例えばさるびあ図書館だったら、さるびあ図書館に来られるような人たちは中央館にも来られるのではないかという想定があるかもしれませんが、では、鶴川駅前とか鶴川団地からはどうだろうかというところもあると思うのです。わざわざ中央館まで来て視聴覚資料を借りないといけない、ここでしか扱わないという既成概念ではなくて、視野を広くして予約に対する受け渡し館を広げていくという形をとってもらえれば、1つは解決していくのではないかという気がするのです。

松尾委員長 よろしいですか。それでいかがですか。

玉目委員 これについては年度初めに館長さんも前向きに検討したいというふうに言われていたわけですから、前向きの検討を具体化していけばいいだけの話なわけで、確かにケースが傷むとか何とかという話はあるかもしれないけれども、それよりも市民の利便性を高めていく必要があるのではないかということです。

松尾委員長 よろしいですか。

尾留川館長 前にもお話ししたとおり、今、当然A Vの担当でも検討はしていますので、次のステップは多分ステップとして考えていくと置きなものです。結局、外に、メールとか配送の状況でケースが壊れる云々かんぬんの対策がとれるまでの間、それであったとしても、インターネットであるとチェックしてわざわざ図書館まで来たのに、ほかの人に借り出されてしまっているというこの無駄 無駄だけではないですよ。精神的な打撃も含めてですけれども、そういった部分を何とかしなければいけないのだろうというのがまず第一で、次のステップとして、今、玉目委員が言っておられたように、わざわざ中央に来なければ借りられないのかということについてのクリアをしていくというのが大切だと。そう考えていくと、現在の町田のリクエスト制度、予約もお取り置きも、ない資料

の取り寄せもすべてリクエストという考え方に基づいて行われていることを少し整理していく必要があるだろうということで、特にAV資料については、そういったものをしっかりしておかないとちょっと難しい。

ただ、議論の焦点が評価の中で行われるというのは余り望ましい事例だと私は思いませんので、そういった意味で先ほどの事業計画の中でそれぞれ目標をどこまで持っていくのかということで議論して、評価はあくまでも事実の確認ということにしていきたいというのがこちらとしての本心です。今、PDCAサイクルが評価部分だけで議論されているので、かなり難しい話になってしまっているというのが構造的にありますので、そのあたりは事業計画も含めて少し整理していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

松尾委員長 ほかの委員さんのご意見はよろしいですか。職員の方もよろしいですか。

それでは、あと5分で12時になってしまうので、申しわけないですが、まだご発言のある委員さんもいらっしゃると思いますが、きょうはこれで終わりたいと思います。第14期の第15回の図書館協議会をこれで閉会にいたします。どうもお疲れさまでした。

了